大阪音楽大学　研究データの保存・開示に関する細則

2021年 9月27日 学長裁定

1. 目的

大阪音楽大学（以下「本学」という。）は「大阪音楽大学 研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」に加え、研究データの保存・開示に関して必要な事項を定め、不正行為に対してより厳格に対応するため細則を定める。

2. 保存・開示の担当者

本学の研究者等に関わる不正行為の通報等があった場合、副学長が研究データの保存・開示を担当する。

3. データ保存の義務付け

最高管理責任者である学長は、論文等の作成に用いられた研究データの保存を本学の研究者等に義務付けるものとする。

4. 保存・確認の方法

上記の研究データは、原則として大阪音楽大学のファイルサーバーにおいて、パスワードを付す等の方法により適切に保存されることとし、それを担当者である副学長が確認する。

5. データ開示の義務付け

最高管理責任者である学長は、必要に応じて論文等の作成に用いられた研究データの開示を本学の研究者等に義務付けることができる。